

ミールカード利用約款

(規約の適用)

第1条 ミールカード利用約款は(以下「本約款」という)は、広島大学消費生活協同組合(以下「当組合」という)が発行するICカードを使用し、当組合が運営するミールカードの利用について条件を定めるものです。

(ミールカード機能の定義)

第2条 ICカードにおいて、当組合が指定した期間、かつ当組合が指定した食堂等の店舗(以下「指定食堂等」という)、かつ当組合が指定した営業日・営業時間および指定した1日あたり限度額の範囲内で、当組合の指定する食事等の商品を利用することができる機能をミールカード機能といいます。

2. 組合員は、当組合が指定した方法で申し込み、支払手続きをすることによって、当組合が指定したICカードに搭載したミールカード機能を使用することができます。このような組合員をミールカード利用組合員といいます。

(ミールカードの契約・利用方法)

第3条 組合員は、この約款に合意の上、当組合が定める所定の手続きをすることによって契約が成立し、ミールカード機能を利用することができます。

2. 申込者は、一括、または口座引き落としによる分割払いにてその利用料金を支払うことができます。
3. 期間途中でのお申し込みの際は、一ヶ月単位とし、申し込みの月初から期間終了までの分を申込金とします。
4. ICカードによるミールカード機能は申し込んだ組合員のみが利用できるものとし、当該機能を第三者へ貸与または譲渡することは禁止します。また、他人の食事への利用(いわゆるおごり)はできません。
5. 2月末時点で支払い済み金額(一括払い換算額)から利用済み金額を差し引いた差が10,000円以上あった場合は、その額から10,000円差し引いた金額を返金することとします。原則として生協マネーで返金することとします。

(ミールカード機能の利用限度額等)

第4条 当組合は、ミールカードの利用期間、1日当たりの利用限度額、ミールカードで利用できる食事等の商品の範囲、その他ミールカードの利用にあたって必要な事項を定め、必要に応じてミールカード申込者へ通知します。

2. ミールカードの申し込みに係る入金額に対する利息は、利用の有無、入金の間を問わず、無利子とします。

(ミールカードが利用できない場合)

第5条 ミールカード利用組合員は、次の場合には、ミールカードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 指定食堂等が営業していない場合および営業時間外
- (2) 本約款第2条第1項による食事等商品以外の商品購入およびサービスの利用の場合
- (3) 本約款第3条第4項で禁止するミールカード利用組合員本人以外による利用、ミールカードの他人への貸与による利用を当組合が発見した場合の当組合が指定する該当期間
- (4) ミールカード利用期間を越えた場合
- (5) 当組合が定める1日あたり利用限度額を超えた場合(超えた部分は、現金または生協マネーで支払うことができます)
- (6) ICカードの紛失、汚損の場合
- (7) 指定食堂等の端末機の故障、停電、予測できない天災等によりICカードを利用することができない場合
- (8) 分割払いの場合で指定の期限に引落しができない場合の当組合が指定する該当期間

(ICカードの紛失・汚損等によるミールカード機能の処理)

第6条 ICカードの汚損により、ミールカードの読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により

再発行を受ける場合は、ミールカード利用組合員は IC カード取扱約款第 7 条にいう再発行の届出を行うものとしします。

2. ミールカード利用組合員が IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、IC カード取扱約款第 6 条にいう手続きを行うものとしします。カード読み取り機のトラブルにより利用ができなくなったときも同様としします。
なお、紛失には大学カードの場合の大学カードに関する規定による IC カードの回収も含まれます。
3. 第 1 項第 2 項の場合において、ミールカード利用組合員がミールカード申込者であり、当該ミールカードがミールカード利用期間内である場合、当組合は再発行された IC カードにミールカード機能を設定するものとしします。

(返品・返金)

第 7 条 ミールカードで購入した食事等の商品についての返品及びミールカード代金の返金は、レジ操作ミスなど当組合の過失による場合ならびに本約款第 8 条による場合のほかは、受け付けないものとしします。

(契約内容の変更・解除・解約)

第 8 条 ミールカード組合員は、利用期間内でのコースの変更が 1 回に限りできます。変更は月初からとし、変更の際には差額を返金もしくはお支払いいただきます。

2. 次の何れかに該当する場合はミールカード契約が解除となります。
 - (1) ミールカード契約者が当組合の組合員資格を失った場合。
 - (2) 口座引き落としによる分割払いでの契約において、支払が滞った場合。ただし、当組合所定の手続きを行うまでの期間に滞った支払い分については、ミールカードの利用状況に関係なくお支払いいただくこととしします。
 - (3) 第 3 条第 4 項に定める不正利用が判明した場合。
3. 中途退学、休学、3 月末を含む期間の疾病での長期入院(30 日以上)および留学によりミールカードを利用できなくなった場合には、ミールカード組合員からの事前の当組合所定の手続きによる申請を受けて、途中解約を受け、支払い済み金額と利用済み金額の差額を返金するものとしします。返金は原則としてミールカード組合員の保護者の銀行口座への振込にて行います。
4. 3 項以外の事由による中途解約、および第 2 項(2)による契約解除の場合は、支払い済み金額(一括払い換算額)より 1 万円を差し引いた金額と利用済み金額との差額を返金するものとしします。原則として生協マネーで返金することとしします。ただし、計算により返金額がマイナスの場合は、その金額を追加でお支払いいただきます。
5. この契約を期間中で解除、解約した場合、同じ期間内で再度お申込を行うことはできないものとしします。

(本約款の変更・廃止)

第 9 条 当組合は必要と認めた場合、本約款を変更することができます。この場合、当組合は本約款を変更する旨、変更後の本規約の内容及び変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- (1) 店舗での掲示
- (2) Web サイトへの掲示

また、本約款の変更・廃止は当組合の理事会の決議によります。

(約款の遵守と違反時の損害負担)

第 10 条 組合員は、本約款を遵守するものとし、本約款に違反することにより生じる一切の損害を負担するものとしします。

(他の利用約款の遵守)

第 11 条 組合員は、本約款の他、IC カード取扱約款をはじめ、当組合が定める約款及びルール・ガイドライン等を遵守するものとしします。

(準拠法)

第 12 条 本約款に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとしします。

(合意管轄裁判所)

第13条 組合員は、本約款の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、当組合所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

(解釈等)

第14条 この約款に定めのない事項およびこの約款の解釈に疑義が生じた場合は、当組合の理事会が決定します。

附則

本約款は2022年6月21日から施行します。